

－ 支援スタッフ派遣事業実施要項－
(医学サポートスタッフ派遣)

- 1 目 的 世界で活躍する国際級の選手に必須となったドーピングコントロールや誤飲によるドーピングの防止、スポーツ傷害の防止やメンタル的サポートなど医学サポートスタッフの充実を図り、実践（競技会）を通じて彩の国アスリートを育成する。
- 2 派遣期間 選手及び監督と同様とする。
- 3 対象経費及び対象者
 - (1) 対象経費は次のとおりとする。
 - ・ 交通費
 - ・ 宿泊費
 - (2) 競技団体長から申告のあったものの中から、本会会長が決定する。
(若干名)
- 4 申 告 別に定める様式を8月13日までに提出すること。
- 5 補助金額 選手及び監督と同様とする。
- 6 派遣文書 医学サポートスタッフ申告書に基づき、所属長あてに本会の文書記号の会長名の派遣依頼文書等を発送する。
- 7 経理処理 選手・監督と同様とし、当該年度の「各種競技会等開催費・派遣費補助金等交付要綱」に従い実施すること。
- 8 その他 派遣対象者は、国体傷害補償制度に加入すること。